

平成28年度事業報告

2016年3月に成立した「改正」社会福祉法は、新たな時代に対応した福祉の提供体制・地域共生社会を実現するために欠かせない、地域住民等による「互助」を社会福祉法人の責務としています。

当法人におきましては今年度、地域公益的な活動として、8月より第1土曜日・午前中、地域の気軽な問い合わせ窓口となれるよう、相談窓口を開設しました。また、昨今言われております、バランスの摂れた食事摂取による介護予防をめざし、9月より、食事支援の必要な方を対象に、安否確認を兼ねて月2回の「おかず宅配」を開始しました。

さらに、長期計画によります施設修繕の為の入札を行いました。平成29年4月より宍粟市においても実施されます総合事業の展開にあたっての施設環境整備にとりかかりました。

みどり苑では、定期的な地域ボランティアを積極的に受け入れ、館内行事におきまして、毎月の誕生会と季節に応じた行事・外出を計画し、ご利用者の方々に楽しみをもって過ごしていただけるよう努めました。計画では、前年同程度以上のご利用をいただけるよう各関係機関、また、既にご利用いただいている方に対して、さらにご利用いただけるよう積極的に声かけを行いました。しかし、前年下半期からの利用者減の状況が続いた上、積雪による休業、利用者様が自宅から出られることによる転倒の危険が大きく、休まれるといった日が一週間あまり継続し、5割稼働に満たない営業日がありました。

みどり苑におきましては、制度改革により地域密着型通所介護へ移行し、ご利用者・ご家族、自治会長、民生委員、地域包括支援センター等の方々に事業の進捗状況の確認、助言を頂く地域密着運営推進会議を8月2日、2月27日に開催、より地域とつながったサービス提供を目指しました。また、季節を身近に感じていただくよう計画に基づく外出、週2回の理学療法士による機能訓練と日々の個々のニーズに応じたサービス提供に努めました。積雪による影響と、年末年始に相次いで利用回数の多い方が転倒・骨折・入院にて利用中止にて、稼働率低下の大きな要因となり、安定した事業展開が難しい一年でした。

在宅介護支援センターでは、市委託による介護予防教室を月4回延べ48回開催。また、市から委託された三方地区の独居・高齢者世帯対象者の実態把握を行いました。

居宅介護支援事業におきましては、山村振興地域であるため予防プランを委託されることが多くなっていますが、介護保険制度の改正内容を正しく理解・法令遵守し、地域包括支援センター、医療、介護関係機関との連絡調整を行い、適切な支援を利用されるよう事業展開を行いました。職員の退職により、3月31日にて事業を休止することとなりました。